

入会金・会費規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「当法人」という。）定款第9条に定める正会員及び賛助会員の入会金及び会費に関する取扱いについて定める。

(金額)

第2条 入会金は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 正会員 10,000円

(2) 賛助会員 免除する。

2 会費は年会費とし、次の各号に掲げる額とする。

(1) 正会員 24,000円

(2) 賛助会員 1口あたり12,000円

口数は最低2口からとし、事業年度ごとに賛助会員自ら決定することができる。

3 前項のほか、所属する支部により支部会費を加算するものし、別表の金額とする。

(納期及び納入方法等)

第3条 会費は、前納するものとし、8月末日までに1ヵ年分を納入するものとする。ただし、滞納会費についてはこの限りでない。

2 正会員の会費の納入は、原則として、当法人が指定する日に、入会時に届け出た本人名義の預金口座振替（自動引き落とし）によって行う。

3 賛助会員の会費の納入は、当法人から会員に対し送付する所定の振込用紙によって行う。

4 期の途中で入会する者の会費の納入は、第1項の定めに関わらず、年会費を12で除した金額に入会月の属する期の残月数を乗じた金額を納入するものとし、入会が認められた後、前項の方法によって行う。

(期中の退会)

第4条 期の途中で退会する者にあつては、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。ただし、理事会において、返還することが適当と認めた場合は、この限りでない。

(催告)

第5条 第3条第2項に定める指定の日に会費の自動引き落としが確認できない場合は、理事長は、相当の期間を定めて会費を納入するよう催告することができる。

(会員資格の喪失)

第6条 正当な理由なく、第3条第1項に定める指定の日から、会費の納入を継続して1年以上怠った者は、定款第12条第1項第1号及び第2項第1号の規定に基づき、会員資格を喪失する。

(会費免除の基準)

第7条 会員の会費免除に関する基準は、次に該当するものとする。

(1) 自然災害又は不可抗力による火災等により、会員の事務所又は自宅、及びその双方を滅失又はそれに準ずる被災をしたとき

(2) その他理事会が免除相当であると認めるとき

(会費免除の取扱)

第8条 会員が、会費の免除を当法人に申請する場合には、理事会が別に定める申請書に前条の基準を満たしていることを証する書面（被災証明書又は罹災証明書の写し）を添付し、所属する支部の支部長を経由して当法人に提出しなければならない。

(会費免除の期間)

第9条 会員の会費免除の期間は、これを翌事業年度の1年間とし、すでに納入された会費は返還しない。

2 第7条の免除基準に該当する期間が継続する場合には、再度の会費免除申請を行うことができる。

(会費免除の決定)

第10条 会員の会費免除の決定は、理事会がこれを行う。

(社員総会への報告)

第11条 理事会が会員の会費免除を決定した場合には、免除を決定した事業年度終了後の最初に開催される定時社員総会においてその旨を報告するものとする。

(会費の用途)

第12条 用途の定めない会費については、5割以上を公益目的事業に使用するものとする。

(規則の改廃)

第13条 この規則を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。ただし、第2条に定める金額の変更は、社員総会の決議による。

附 則

- 1 本規則は、平成31年1月15日から施行する。
- 2 会費免除規則は、廃止する。
- 3 本規則は、令和4年10月28日から施行し、第13期の会費から適用する。

別表

支部	金額
大阪府支部	年額 6,000 円
上記に記載のない支部	徴収しない